

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	一人親家庭等の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名張市は、一人親家庭等の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律並びに個人情報保護に関する法令を順守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

三重県 名張市長

公表日

平成30年12月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	一人親家庭等の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	名張市医療費の助成に関する条例(平成13年名張市条例第17号)に基づき、一人親家庭等の医療費の助成に関する受給資格の認定及び更新、助成の決定等を行う。 【特定個人情報ファイルを使用する事務の内容】 受給資格の認定及び更新に係る審査に関する事務
③システムの名称	一人親家庭等医療費助成システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
一人親家庭等医療費助成受給資格者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第2項 2. 名張市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年名張市条例第34号) ・第4条第1項、別表第1の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号) ・第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金室
②所属長	中山 正己
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三重県名張市役所 市民部 保険年金室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7105
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三重県名張市役所 市民部 保険年金室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話:0595-63-7105

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

